

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

豊 中 市 長

### とよなか保育士助成金審査結果通知書

年 月 日付で提出された申込書を審査した結果、下記のとおり決定しましたので、とよなか保育士助成金要綱第6条の規定に基づき通知します。

#### 記

助成金の種別	審査結果	不交付の理由
とよなか保育士応援手当		
とよなか保育士歓迎一時金		

※ 交付決定後の手続き等については、裏面をご確認ください

審査結果が「交付」の方は下記をご確認ください

## 1. 助成金の請求手続き

- ・各支給対象期間終了前に、市から送付する様式及び勤務証明書（様式第4号）を提出し、勤務実績を報告してください。
- ・市がその内容について適合すると認めるときは、とよなか保育士助成金交付確定通知書（様式第5-1号）により支給決定者に交付額を通知します。
- ・支給決定者は、とよなか保育士助成金請求書（様式第6号）を提出してください。なお、市が指定する期間内に請求がなかった場合、助成金は交付できません。

## 2. 助成金の支給

- ・市が指定する期間の勤務実績に応じて、助成金を支給します。
  - (1) 応援手当 6か月分一括支払。
  - (2) 歓迎一時金 一括支払。

## 3. 変更等の届出

- ・次の各号のいずれかに該当する場合は、とよなか保育士助成金状況変更届（様式第7号）を提出してください。
  - (1) 住所変更（市内）
  - (2) 市外に転出
  - (3) 氏名変更
  - (4) 勤務場所の異動（市内同一法人）
  - (5) 勤務場所の異動（市外）
  - (6) 産休・育休・休職
  - (7) 復職
  - (8) 週勤務時間が30時間未満になる
  - (9) 退職